

浜環政第135号
平成30年3月14日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

浜松市長 鈴木 康友



「(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書」
に関する意見について

平成29年9月14日付で自然電力株式会社より提出された標記環境影響評価方法書に対し、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第10条第4項及び電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第46条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

電話：053-453-6146 FAX：053-450-7013

e-mail : kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書

に関する市長意見

I 全般的な事項

- 1 今後の事業計画の検討に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえ、風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模を決定し、環境面から検討した経緯を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 環境影響評価の実施中に、環境への影響に関し新たな事実が生じた場合においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 環境保全措置の検討に当たっては、国内外の環境保全に関する最新の知見を踏まえるとともに、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考にすること。また、回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- 4 環境面や災害面から事業実施を不安視する地域住民等の意見が多数認められることから、事業を進めるに当たっては、不安が払拭されるよう、積極的に情報を提供するなど丁寧に対応し、地域住民等のコンセンサスが得られるよう努めること。
- 5 下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業の規模を縮小するなどの事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項

1 騒音及び低周波音

- (1) 「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月、環境省「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」）に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、騒音及び低周波音による影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮すること。

なお、対象事業実施区域は山間部であるため、気象条件や地形の影響による不確実性が大きくなることを考慮し、必要に応じ調査地点を追加し、適切に予測及び評価を行うこと。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺が、現在自然豊かで閑静な地域であることを踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 水質

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、地域住民が利用する飲料水供給施設及び農業用水の水源が複数存在するため、当該地域の水況を把握するとともに、調査地点を追加すること。
- (2) 事業の実施による土砂や濁水の発生及び水量への影響が懸念されるため、表流水、湧水、地下水等の水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の影響について予測及び評価を行うこと。

3 地形・地質

対象事業実施区域及びその周辺では、過去に土砂災害が発生しているため、樹木の伐採や地形の改変を最小限に留めるとともに、詳細な設計を進めるに当たっては、ボーリング調査等で地層の状況を確認し、土砂災害のリスクを可能な限り回避又は低減するよう配慮すること。

4 動物

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は多くの河川の源流部に当たり、森林の伐開等による改変及び風力発電設備の設置工事で発生する土砂や濁水による動物への影響が懸念されることから、谷部や河川の調査地点を追加すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、オオタカ、クマタカ、サシバ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家の指導及び助言を受けた上で、調査場所・時期を決定すること。
- (3) 風力発電設備は鳥類やコウモリ類の飛翔の障害物となることから、事業の実施に伴う影響について、同様の事業での事例を参考にして、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

5 廃棄物等

事業の実施に伴い発生する廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量を把握した上で、最終処分、再生利用及び中間処理等の計画を可能な限り明確にし、これらを踏まえ、環境影響について適切に予測及び評価を行うこと。

また、建設発生土に、自然由来による重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、文献調査に加え、掘削が想定される深度の土壤中の有害物質を調査し、その結果に応じて適切に予測及び評価を行うこと。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が複数存在し、飲料水等の水利用や山の恵み、観光資源等様々な利用をされているため、利用目的や利用状況を調査した上で、可能な限り多くの調査地点を追加し、視覚的変化も含め多角的に調査、予測及び評価を行うこと。

7 景観

風力発電設備の大きさ、形状、色、配置を検討するに当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されるため、近景、中景及び遠景の複数点におけるフォトモンタージュ等の手法を用いて適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、眺望景観に対する影響については、専門家や地域住民に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ影響が回避又は低減するよう、必要な対策を講じること。